

介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書

(あて先) 千葉市長

法人(事業者)の名称

法人(事業者)の所在地

代 表 者 氏 名

印

千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第2条第1項の規定に基づき、裏面の記載事項に同意し、かつ、これを遵守することについて誓約のうえ、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者として登録することを申請します。

登録番号(新規申請の場合は空欄)			
事業者(所)の名称			
主たる事務所の所在地			
同役職名、代表者氏名及び印	印	電話番号	()
連絡先電子メールアドレス			

住宅改修費の指定振込先口座

金融機関名称	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名称	本店 支店 出張所
口座種目	1.普通 2.当座 3.その他()		口座番号
口座名義人	フリガナ		
	名義人		

承 諾 す る 内 容

- 1 介護保険の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令及び千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 市長が、要綱第3条第2項の規定により、介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、及び居宅要介護被保険者等に対し事業者に係る情報提供を行うこと。
- 3 要綱第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、同条第1項に基づき事業者登録を取り消し、及び同条第3項に基づき登録簿に登録された事項及び取消事由を公表すること。
- 4 千葉市が実施する登録及び更新の際の説明会兼研修会並びに住宅改修に関する研修会に出席すること。
- 5 市長が、要綱第10条第1項の規定により、要綱の施行に関し、実地による調査を行うこと。
- 6 居宅要介護者被保険者等から苦情があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うとともに、登録事業者において処理し得ない内容についても行政窓口関係機関との協力により適切な対応を行うこと。